

議案第 号

宝塚市廃棄物の適正処理、減量及び再利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市廃棄物の適正処理、減量及び再利用に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年（2019年）11月 日提出

宝塚市長 中 川 智 子

宝塚市条例第 号

宝塚市廃棄物の適正処理、減量及び再利用に関する条例の一部を改正する条例

宝塚市廃棄物の適正処理、減量及び再利用に関する条例（平成6年条例第52号）の一部を次のように改正する。

第8条の2を第8条の7とし、第8条を第8条の6とし、第7条の次に次の5条を加える。

（生活環境影響調査の結果の縦覧等の対象となる施設の種類）

第8条 法第9条の3第2項（同条第9項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による同条第1項に規定する周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類（以下「調査書」という。）の公衆への縦覧及び意見書を提出する機会の付与の対象となる一般廃棄物処理施設の種類の、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「政令」という。）第5条第1項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設とする。

（縦覧等の告示）

第8条の2 市長は、法第9条の3第2項の規定により調査書を公衆の縦覧に供し、意見書を提出する機会を付与しようとするときは、その旨を告示するものとする。

（縦覧の場所及び期間）

第8条の3 法第9条の3第2項の規定による調査書の縦覧の場所は、市長が前条の告示において指定するものとする。

2 法第9条の3第2項の規定による調査書の縦覧の期間は、前条の告示の日から起算して1月間とする。

（意見書の提出先及び提出期限）

第8条の4 法第9条の3第2項の規定による意見書の提出先は、市長が第8条の2の告示において指定するものとする。

2 法第9条の3第2項の規定による意見書の提出期限は、前条第2項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までとする。

(他の市町村との協議)

第8条の5 市長は、第8条に規定する焼却施設の設置又は変更により生活環境に影響を及ぼす地域に他の市町村の区域が含まれているときは、当該区域を管轄する市町村の長に調査書の写しを送付し、当該区域における縦覧等の手続の実施について協議するものとする。

第11条第1項中「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「政令」という。）」を「政令」に改める。

第14条第1項第2号中「すべて」を「全て」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 号

宝塚市廃棄物の適正処理、減量及び再利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市廃棄物の適正処理、減量及び再利用に関する条例(平成6年条例第52号)新旧対照表

現行	改正案
	<p><u>(生活環境影響調査の結果の縦覧等の対象となる施設の種類)</u></p> <p>第8条 法第9条の3第2項(同条第9項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による同条第1項に規定する周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類(以下「調査書」という。)の公衆への縦覧及び意見書を提出する機会の付与の対象となる一般廃棄物処理施設の種類の種類は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「政令」という。)第5条第1項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設とする。</p> <p><u>(縦覧等の告示)</u></p> <p>第8条の2 市長は、法第9条の3第2項の規定により調査書を公衆の縦覧に供し、意見書を提出する機会を付与しようとするときは、その旨を告示するものとする。</p> <p><u>(縦覧の場所及び期間)</u></p> <p>第8条の3 法第9条の3第2項の規定による調査書の縦覧の場所は、市長が前条の告示において指定するものとする。</p> <p>2 法第9条の3第2項の規定による調査書の縦覧の期間は、前条の告示の日から起算して1月間とする。</p> <p><u>(意見書の提出先及び提出期限)</u></p> <p>第8条の4 法第9条の3第2項の規定による意見書の提出先は、市長が第8条の2の告示において指定するものとする。</p> <p>2 法第9条の3第2項の規定による意見書の提出期限は、前条第2項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までとする。</p> <p><u>(他の市町村との協議)</u></p> <p>第8条の5 市長は、第8条に規定する焼却施設の設置又は変更により生活環境に影響を及ぼす地域に他の市町村の区域が含まれているときは、当該区域を管轄する市町村の長に調査書の写しを送付し、当該区域における縦覧等の手続の実施について協議する</p>

(一般廃棄物処理施設の名称及び位置)

第8条 (略)

(技術管理者)

第8条の2 (略)

(事業者等による一般廃棄物の処理)

第11条 事業者、市民その他土地又は建物の占有者(占有者がいない場合は、管理者とする。)(以下「事業者等」という。)で、一般廃棄物を自ら処分するものは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「政令」という。)

第3条に規定する基準に準じて処分しなければならない。

2・3 (略)

(多量の一般廃棄物)

第14条 法第6条の2第5項の規定により市長が指示することができる事業活動に伴う多量の一般廃棄物の範囲は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 粗大ごみ すべてのもの

(3) (略)

2 (略)

ものとする。

(一般廃棄物処理施設の名称及び位置)

第8条の6 (略)

(技術管理者)

第8条の7 (略)

(事業者等による一般廃棄物の処理)

第11条 事業者、市民その他土地又は建物の占有者(占有者がいない場合は、管理者とする。)(以下「事業者等」という。)で、一般廃棄物を自ら処分するものは、政令

第3条に規定する基準に準じて処分しなければならない。

2・3 (略)

(多量の一般廃棄物)

第14条 法第6条の2第5項の規定により市長が指示することができる事業活動に伴う多量の一般廃棄物の範囲は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 粗大ごみ 全てのもの

(3) (略)

2 (略)

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律 <抜粋>

(市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設の届出)

第九条の三 市町村は、①第六条の二第一項の規定により一般廃棄物の処分を行うために、一般廃棄物処理施設を設置しようとするときは、環境省令で定めるところにより、②第八条第二項各号に掲げる事項を記載した書類及び当該一般廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をしようとする市町村の長は、同項に規定する②第八条第二項各号に掲げる事項を記載した書類を作成するに当たっては、政令で定める事項について条例で定めるところにより、前項に規定する調査の結果を記載した書類を公衆の縦覧に供し、当該届出に係る一般廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出する機会を付与するものとする。

(略)

8 第一項の規定による届出をした市町村は、当該届出に係る②第八条第二項③第四号から第七号までに掲げる事項の変更（環境省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、環境省令で定める事項を記載した書類を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

※

- | | |
|-------------------|-------------------------------|
| ① <u>第六条の二第一項</u> | 市町村の一般廃棄物の処理等の規定 |
| ② <u>第八条第二項</u> | 一般廃棄物処理施設の許可に伴う申請書 |
| ③ <u>第四号から第七号</u> | 第四号 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類 |
| | 第五号 一般廃棄物処理施設の処理能力 |
| | 第六号 一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画 |
| | 第七号 一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画 |

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令<抜粋>

(一般廃棄物処理施設)

第五条 ①法第八条第一項の政令で定めるごみ処理施設は、一日当たりの処理能力が五トン以上（焼却施設にあつては、一時間当たりの処理能力が二百キログラム以上又は火格子面積が二平方メートル以上）のごみ処理施設とする。

※

①法第八条第一項 一般廃棄物処理施設の許可

(法第九条の三第二項等の政令で定める事項)

第五条の六 法第九条の三第二項（同条第九項（法第九条の三の二第二項の規定により読み替えて適用する場合及び法第九条の三の三第三項において読み替えて準用する場合を含む。）において読み替えて準用する場合を含む。第一号において同じ。）の政令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 法第九条の三第二項の規定による同条第一項に規定する調査の結果を記載した書類の公衆への縦覧及び意見書を提出する機会の付与の対象となる一般廃棄物処理施設の種類
- 二 法第九条の三第一項に規定する調査の結果を記載した書類の縦覧の場所及び期間
- 三 一般廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者が生活環境の保全上の見地から提出する意見書の提出先及び提出期限
- 四 その他法第九条の三第一項に規定する法第八条第二項各号に掲げる事項を記載した書類を作成するに当たつて必要な事項